

規 約

金 沢 森 林 組 合

金沢森林組合規約

第 1 章 総 則

（目的）

第1条 この組合の事業の運営は、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、その他別段の定めのあるもののほか、この規約の定めるところによる。

（改廃）

第2条 この規約は、総会又は総代会で改廃する。

第 2 章 総 会 又 は 総 代 会

（出席者の届出）

第3条 組合員が総会に出席したときは、その旨を招集者に届け出なければならない。

② 定款第 49 条第2項の規定による代理人は議場に入る際、同条第6項の書面を招集者に提出しなければならない。

③ 招集者は、前項の代理人のうち、正組合員である代理人に対し、その代理権を証する証票を交付するものとする。

（議席の区分）

第4条 総会の議席は、正組合員（代理人出席者を含む。）と准組合員を区別しなければならない。

（退席）

第5条 出席した正組合員が議事の終了前に退場しようとするときは、議長にその旨を申し出なければならない。

② 前項の退場の場合において、事後の議決権を他の出席正組合員に代理して行わせることができる。

③ 前項の規定により、議決権を代理する場合は、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

（開会及び議長の選任）

第6条 総会の招集者は、正組合員の出席者が総会成立に必要な定数に達したときは、その出席人員を議場に報告して開会を宣し、議長の選任方法を総会に諮り、議長を選任する。但し、監事が招集した総会は招集した監事がこれを行う。

(議事の運営及び議決権行使書面の取扱い)

第7条 総会の議事の運営及び議決権行使書面の取扱いに関する事項は、次の各号に定めるところによる。

- 1 議長は、議事の開始にあたり、書記若干名を指名する。書記は、総会の記録その他議長の指示する業務に従事する。
- 2 議案は、すべて提案者がこれを説明するものとする。但し、必要ある場合はこの組合の職員に説明させることができる。
- 3 議長は、議事の進行を指導するほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。但し、組合員の発言を不当に制限してはならない。
- 4 出席者は議事中、議事を妨げる行為をすることができない。
- 5 前号に違反した者に対し、発言を停止し又は退場させることができる。
- 6 組合員は、討議事項を逸脱しない限り、自由に質問を行い、かつ、意見を述べるすることができる。
- 7 発言をしようとする者は、自己の氏名を告げ、議長の許可を得て行わなければならない。
- 8 総会に出席した正組合員は、緊急を要する事項について議事の進行を妨げない限り動議を議長に提出することができる。
- 9 前項の動議が提出された場合、議長は、その動議を採択するか否かを総会に諮らなければならない。
- 10 議案の決定は、正組合員の採決によるものとする。
- 11 採決の方法は、挙手、起立、投票のいずれかによる。
- 12 議長は、議決権行使書面を加えて採決の結果を宣言する。
- 13 前号の議決権行使書面の様式、管理方法、取扱いについては、別途内規で定める。
- 14 否決された議案及び否決又は撤回した動議は、同一総会中には再び提出することができない。
- 15 修正案が提出されたときは、議長は原案より先に採決する。修正案が二以上あるときは、原案と最も異なると議長が認めたものから順次採決する。
- 16 修正案がすべて否決されたときは原案につき、採択するものとする。

(選挙権行使書面の取扱い)

第7条の2 役員選挙規程により書面をもって選挙権を行使する正組合員は、選挙期日の前日若しくは理事会が特定した日までに選挙権行使書面を選挙管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の選挙権行使書面の取扱いに関する事項は、前条第 13 号の規定を準用する。この場合において、同条第 13 号中「議決権行使書面」とあるのを「選挙権行使書面」と読み替えるものとする。

(議事録の作成)

第8条 招集者は、総会終了後遅滞なく、議事録を作成しなければならない。

② 前項の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- 1 総会の種類
- 2 総会の招集期日

- 3 総会開催の日時及び場所
- 4 総会に出席した役員の氏名
- 5 総会に出席した組合員の内訳（本人出席、書面出席、代理出席の別）並びに出席した
准組合員の数
- 6 議長の氏名及び選任方法
- 7 議事の経過の要領
- 8 議決した事項及び賛否数、採決方法
- 9 閉会の日時
- 10 議事録を作成した理事の氏名
- 11 その他議長が必要と認めた事項

（総代会の準用）

第9条 総代会には別に定めがない限り、第3条から第8条までの規定を準用する。この場合において各条中「総会」とあるのは「総代会」に、「正組合員」とあるのは「総代」に読み替えるものとする。

第 3 章 理 事 会

（理事会の開催）

第10条 理事会は、年4回以上開催する。

（理事会の招集）

第11条 理事会は、組合長が招集し、会日の3日前までに日時、場所、議案を各理事及び監事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

（代理禁止及び職員の出席）

第12条 理事は代理人によって議決することはできない。

② 理事会は必要に応じ職員を出席させ、意見を徴することができる。

（議事録の作成）

第13条 理事会は開催の都度、議事録を作成し、下記の事項を記載しなければならない。

- 1 開催の日時及び場所
- 2 出席した理事及び監事の氏名
- 3 理事会の議長の氏名
- 4 議事の経過の要領
- 5 議案別の議決結果（可決、否決の別及び賛否の議決数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

第 4 章 監 事 会

(代表監事)

第 14 条 監事は代表監事 1 名を互選する。

(監事会)

第 15 条 監事会は、代表監事が招集し、議長となる。

(監事会の開催)

第 16 条 監事会は、年 2 回以上開催するほか、代表監事が必要と認めたときに開催する。

(附議事項)

第 17 条 監事会に附議する事項は定款、規約及び総会の決議により監事に委ねられた事項とする。

(監査)

第 18 条 監事による監査は別に定める監査細則により行う。

(監事会の準用)

第 19 条 監事会には第 11 条から第 13 条までの規定を準用し、各条項中「理事会」は「監事会」に「組合長」は「代表監事」に「理事」は「監事」と読み替えるものとする。

第 5 章 業務の執行及び会計

(業務の執行)

第 20 条 業務の執行は、事業計画に従い、組合員の実態に即応して行う。

(前年度の例用事項)

第 21 条 毎事業年度の事業計画、役員報酬、借入金の最高限度、余裕金の預入先等については、総会の議決を得るまでは前年度の例に準じて行う。

(業務の委託)

第 22 条 組合長が必要と認めたときは、理事会の承認を得て、特定の業務を他の者に委託して行わせることができる。

(団体協約の締結)

第 23 条 この組合は、定款の定めるところに従い、組合員のために次に掲げる契約の相手方たる者と、対価その他の条件を定める団体契約を締結するために必要な交渉を行うことができる。

- 1 林業用地の利用又は立木、特殊林産物等の採取に関する契約
- 2 森林造成事業等の請負に関する契約
- 3 林業に必要な機械器具の賃借又は修理に関する契約

- 4 林業、その他の事業又はその生活に必要な物資の購入に関する契約
 - 5 組合員の生産する素材及び林産物等の販売又は加工に関する契約
 - 6 組合員の生産する素材及び林産物等の運送に関する契約
 - 7 その他組合員の経済的地位の改善のために必要と認める契約
- ② 組合は、前項の交渉が調ったときは、理事会の承認を経たのち、書面をもってその契約を締結し、これを組合員に通知するものとする。

(手数料及び使用料等)

第 24 条 事業執行に伴う手数料及び使用料は、別に定める。

(特別会計)

第 25 条 この組合は、事業の執行上、必要ある場合は、特別会計を設けることができる。

(賦課金)

第 26 条 この組合の賦課金は、組合員均等割、所有森林面積割その他によって賦課するほか、特に必要があるときは、組合員の全部又は一部に対し、総会の議決を経て特別の賦課をすることができる。

- ② 組合員が脱退する場合、賦課金の未納その他この組合に対する債務がある場合は、脱退までに払い込まなければならない。

第 6 章 事 業 分 掌

(諸規程の設定)

第 27 条 この組合の業務機構、事業分掌及び職務権限並びに会計等に必要な規程は、理事会においてこれを定める。

(職員)

第 28 条 この組合には次の職員を置くことができる。

- 1 正職員
- 2 臨時職員
- 3 嘱託職員

- ② 職員の服務については、別に規程を定める。

第 7 章 事 業 所

(支所、出張所等)

第 29 条 業務の遂行上、必要あるときは、別に事業所を設置することができる。事業所の服務についてはこの規程を準用するほか、別の規程を定めることができる。

附 則

- 1. この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2. 令和 3 年 6 月 25 日改正(総代会決議日 令和 3 年 6 月 25 日)